

(1) 2025年規定審議会の概要

審議会 クラブの声を反映させる唯一の機会・立法機関

規定審議会 Council on Legislation

決議審議会 Council on Resolution

立法案 制定案 組織規定を改定 R I 定款・R I 細則・標準ロータリークラブ定款

提案者 クラブ・地区（大会）・規定審議会・R I 理事会

採択 2/3 R I 定款 過半数 R I 細則・標準クラブ定款

クラブ および 地区（大会） 提出の立法案は地区の承認が必要

ガバナーが実施するクラブ投票（メールによる郵便投票） 地区ガバナーによる証明

My Rotary 審議会ページにあるオンラインフォームに入力

地区ガバナーは地区ガバナーによる証明を添付し 審議会業務部 宛てに送信

2016年 福岡平成 RC・直方 RC 提出

1回の規定審議会につき 5件までの制定案までを承認

立法案形式 件名 提案者 改定箇所 趣旨および効果 財務上の影響 別紙資料

欠陥のある制定案

1. 2つ以上の異なる意味に解釈できる
2. 組織規定の関係箇所をすべて改正していない
3. 法令に反している
4. R I 定款・R I 細則に抵触するような形で標準RC定款を改正する
R I 定款に抵触するような形でR I 細則を改正する
5. 管理・施行が不可能

投票権 審議会代表議員

投票権を持たない 議長・副議長・定款細則委員会委員長・会長・会長エレクト・理事
事務総長・元会長

スケジュール

2023.12.31	立法案提出締切
2024.9.30	立法案発表 My Rotary
2025.4.13~17	規定審議会開催
2025.6	決定報告書発表 My Rotary
2025.7.1	確定制定案が適用開始
2025.8.1	反対票締切

見解表明案 2019年 1件 承認された

R I 理事会にR I の課税上の地位（免税）を変更する措置を講じることを許可する件

2016年にR I 理事会は国際ロータリーホールディングスという非営利法人を設立した

R I 理事会はR I とR I Hの合併に向けての措置を講じる許可を求めている

審議会の歴史

- 1911年 代表議員が年次大会で審議
- 1930年 参加者が11000人を超え審議が困難になった
- 1934年 デトロイト大会 第1回規定審議会 国際大会に先立って立法案を審議
- 1972年 規定審議会をRIの立法機関となり国際大会から分離
- 1974年 3年毎に開催
- 1998年 国際大会の再審議機能が廃止され、再審議は全クラブによる郵便投票
- 2001年 世界本部の近隣地域で開催
- 2004年 クラブ提出立法案は地区大会もしくは郵便投票による承認が必要
- 2007年 立法案提出は1地区5件まで
- 2016年 決議審議会 毎年オンライン開催
- 2019年 事前投票 20%未満は審議対象外 80%超は同意議題として検討

反対票 決定報告書の末尾に 立法案反対表明書式 掲載

- 8月1日 必着 米国エバンストン世界本部に提出 25-〇〇に反対票を投じる
- クラブの票数 1~37人:1票 38~62人:2票 63~87人:3票 88~112人:4票
- 5% クラブからの反対票 効力は一時保留

事務総長は1か月以内に 投票用紙を各クラブに配布し採択を問う

投票結果 過半数の反対の場合 一時保留された立法案は無効 それ以外 有効 復活

決議審議会 RI理事会とTRF管理委員会に意見を表明

毎年6月末 決議案提出締切

毎年10・11月 投票 採択過半数 12月投票結果公表 My Rotary

翌年1月 請願書 RI理事会で検討 同意・非同意 別紙資料

提出者 クラブ・地区(大会)・RI理事会

地区ガバナーが実施するクラブ投票による地区の承認 地区ガバナーによる証明

My Rotary 審議会ページにあるオンラインフォームに入力

地区ガバナーは地区ガバナーによる証明を添付し 審議会業務部 宛てに送信

緊急制定案: 次回の規定審議会まで待てないとRI理事会が判断した場合、審議される

審議会代表議員

投票権 1地区1名 2023年7/1~26年6/30 3年任期

ガバナー指名委員会の手続によって選出される

資格 RI細則 第9条 地区内クラブ会員・RI役員(ガバナー)を全期務めた者

規定審議会の全会期を出席できる

電子的方法による閲覧や投票を問題なく行える

地区内ロータリアンの意向をよく知っている

クラブによる制定案と決議案の作成を援助

地区内クラブに審議会に関する報告をする

(2) 2025年規定審議会の注目点

人頭分担金 毎回の規定審議会で増額

2022年規定審議会 採択	10年前
2023-2024年度 半年ごとに 37\$50¢	
2024-2025年度 半年ごとに 39\$25¢	2014-2015年度 半年ごとに 27\$
2025-2026年度 半年ごとに 41\$	2015-2016年度 半年ごとに 27\$50¢

RI 理事会議事録 10月

- a) 2025-2026年度以降、新しい会長イニシアチブの開始を廃止することに同意し
新プログラムの提案については指定された手続きに従うよう会長に奨励する
- b) 2025-2026年度から、会長の年次テーマとロゴ作成を廃止することに同意
- c) コミュニケーション委員会と戦略計画委員会が提案し理事会が承認した複数年度にわたる行動計画を軸とした会長メッセージの枠組みを2025-2026年度から開始
- d) 2024-2025年度からクラブ・地区・ゾーンレベルの3年間の段階的なターゲットと3年間の段階的な地域計画を設定するプロセスを承認
- e) 第8ゾーンの地域的な試験的運営を促進するため「Rotary Australia New Zealand Asia Pacific」を有限責任非営利会社として登録することに同意

2025年規定審議会にRI理事会から提出

- a) 年次地区大会を開催する要件を削除する
- b) 人頭分担金を決定するプロセスを改正する
- c) 人頭分担金を増額し人頭分担金の決定方法を改正する
- d) 会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する
- e) ゾーンの構成を決定する基準を改正する

クラブ運営の柔軟性

導入の理由 会員増強・退会抑制

- a) クラブが性別・職業・年齢などの点で地域社会を反映できていない
- b) 例会の時間と場所が理由で出席できない
- c) 忙しい・費用が高いという理由で入会を断られる
- d) 自分の関心に合わない・期待どおりの経験が出来ないなどの理由で退会する
- e) 毎年同じ奉仕活動を行っているため新会員探しに苦労している
- f) クラブで会長や幹事を務めようとする会員が少ない

異なる会員種類を認める

2010年規定審議会 試験的プログラム承認→法人会員（代表会員と代理会員3~5名）

2013年規定審議会 仕事をしたことのない、または中断している人を正会員と認める
→事業、専門職務または地域社会で良い評判を受け、奉仕する意欲ある成人 正会員

2016年規定審議会 会員身分をクラブで自由に決定できる

→家族会員（パートナー）・準会員（お試し体験）を正会員が可能

職業分類の人数制限を撤廃 2019年規定審議会

職業分類の意義が矮小化：一業種一会員、業種毎にロータリアンを派遣

新しい種類のクラブを創設する

従来型クラブ

2010年規定審議会にてEクラブ承認 2016年規定審議会にて従来型との区別を削除

2013年規定審議会にて衛星クラブ承認 RID2700 8衛星クラブ

法人クラブ 2018年創立 宮崎アカデミーRC 宮崎大学 教授・職員・民間経営者

パスポートクラブ 2020年創立 2570パスポートクラブ 埼玉県西北部(旧本庄南RC)

2016年規定審議会 試験的プログラムを自由に認められる例外規定採択

2019年規定審議会 ローターアクトクラブのRI加盟が承認 ローターアクト地位向上

例会の方法を変更する

オンライン例会・奉仕プロジェクト・リーダーシップ育成

例会の頻度を変える・出席要件を緩める

2016年規定審議会 少なくとも月2回の例会 例会頻度と出席規定はクラブ細則で決定

2019年規定審議会 メークアップ期間を年度内へ拡大

(3) My Rotary の活用

情報&リソース→方針と手続→組織規定→RI理事の決定→議事録

→規定審議会→関連リソース

パスワード設定 8字以上・小文字大文字数字を1字以上

Eメールアドレスの一部を含めることはできない 必ず記録し登録

登録できない場合 My Rotary ログイン画面下に問い合わせ

名・姓・Eメールアドレス・電話番号・国・クラブ名・地区番号

問い合わせの種類：My Rotary のログイン登録について

登録できない理由を記入し初期化を依頼

03-5439-5800

(4) ローター情報委員会 参考資料

手続要覧 ローターの基本理念・RI定款・RI細則・標準C定款

ロータリー章典 2023年10月版 2023年5月理事会決定まで

章典の目的：現在も有効な方針すべてを一冊の包括的な書物にまとめること

ロータリー情報ハンドブック (ロータリー情報研究会)

ロータリー文庫 ユーザ名 rotary-bunko パスワード motegi@2023 → 7/1 変更

ウェブサイト 源流の会 アーカイブス・ロータリー情報 会員制

「ロータリーの心と原点」廣畑富雄著

「ロータリーの理想と友愛」読本 富田英壽訳 「This Rotarian Age」

制定案 22-93

事務総長の資格と報酬制限を定める件

提案者： 敦賀ロータリークラブ(日本、第2650 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6条 役員

6.050. 事務総長の資格

事務総長はガバナーとして全期を務めた者、あるいはそれに準ずる経験をもつと理事会が判断した者でなければならない。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

~~6.100.~~ 6.110. 役員の報酬

事務総長は理事会が定める額の報酬を受ける唯一の役員とするし、その年間報酬は400,000米ドルを超えないものとする。理事会の経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。
(本文終わり)

趣旨および効果

事務総長の職責は多岐にわたり、豊富なロータリーの知識と経験が求められる。現在RIの役職にはすべてロータリー役員としての経験が資格として求められる。たとえば、ガバナーは会長経験者、理事はガバナー経験者でなければならない。RIの最高経営責任者である事務総長にも、理事同様の資格条件が求められるべきである。また、RIは世界的な非営利の奉仕団体であり、その財務は全世界のロータリー会員の会費が主な収入源である。従って、報酬を得る唯一の役員の報酬範囲を会員に明示すべきである。RI理事会が具体的な報酬額を決定することは認められるが、その報酬上限額を規定審議会で規定することは合理的である。提案されている上限額は、国連事務総長の現在の報酬を参考としている。

財務上の影響

本決議案は RIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI理事会が提供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。

投票結果:R 136:336

決議案 23R-09

地域化の試験的プロジェクトの目的と実施方法を詳細に説明することを検討する
ようRI 理事会に要請する件

提案者：東京江東ロータリークラブ(第2580 地区、日本)

2022年の規定審議会で採択された、RI細則14.030.「試験的プロジェクトを通じた監督」の規定に基づいて、RIBI内および／またはオーストラリアまたはニュージーランドを含むゾーン内にあるクラブで、試験的プロジェクトを行うことになった。

しかし、その試験的プロジェクトの目的や具体的な実施方法が、細則の中で具体的に示されているわけではないので不明である。そのため、例えば、地域的な制度を採用する場合、または地域の事務局をより幅広く利用する場合、それがRIの小型化につながるのかなど、これらの試験的プロジェクトが現在のガバナー制度に与える影響について、さまざまな疑問を生じている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、地域化の試験的プロジェクトの目的と実施方法を詳細に説明することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

これまで、「ロータリーの未来形成」の範囲内で、地域化の試験的プロジェクトとして限られた地域で実施するために縮小された具体的な活動の詳細について、私たちは情報を受けてこなかった。試験的プロジェクトについて明確な説明がなければ、十分に理解することはできない。そのため、地域化の試験的プロジェクトの目的と実施方法をできるだけ詳細に説明することを検討するようRI理事会に提案する。

財務上の影響

本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

.....
決定:RI理事会 (1月RI理事会議事録より)

2023年決議審議会に感謝します。理事会に決議23R-09:地域化の目的と実施方法の詳細な説明を検討することの要求について。

現在までパイロットに関する包括的なコミュニケーション計画が存在していないことに留意する。ロータリー会員全員と情報を共有するよう、事務総長にコミュニケーション戦略の策定と実施を要請。地域化パイロットプロジェクトに関して、その目的や進捗状況を含めて。